

茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区公有水面埋立事業及び廃棄物最終処分場建設事業 環境影響評価準備書に対する知事意見

「茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区公有水面埋立事業及び廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）について、関係市村及び住民の意見にも配慮しながら、事業者からの聴き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記の通りである。

なお、本事業は、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所から発生する石炭灰等を受け入れるための廃棄物最終処分場を建設するものであり、環境保全に万全を期するため、隣接市村との十分な調整を図るとともに、施設の計画策定や工事の実施、廃棄物の搬入及び処分等、各段階における適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施が求められる。

また、本事業に対する周辺住民の不安解消を図る観点から、事業に係る情報公開を積極的に行うとともに、県民の関心が極めて高い地震や水害等の自然災害による構造物への影響について検討の上、さらに、緊急時の対策として迅速で適切な対応が図られるようにマニュアル等を策定し、併せて、連絡体制の整備や緊急時対応訓練を行う必要がある。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、準備書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、審査会において評価書に明記をするよう指示された事項については、必ず記載するとともに、下記の事項について十分に検討を行い、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価を実施するなど、事業の実施に伴う環境への負荷のより一層の低減に努める必要がある。

さらに、今後、工事中及び供用時において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合には、速やかに調査を行い、関係機関と協議及び調整を図った上で、適切な措置を講じる必要がある。

記

- (1) 工事の実施にあたり、可能な限り低公害型の建設機械を使用し、最適な工法や公害防止技術等を採用するとともに、工事や輸送が一時的に集中しないように工程を調整する等適切な施工管理を行い、環境への影響を極力抑制すること。
- (2) 工事中及び供用時においては、水質、騒音、振動や地域環境の変動等について必要に応じて環境監視を行い、環境への影響の把握に努め、環境に対し著しい影響が生じるおそれのある場合には、適切な環境保全対策を講じ、環境への影響を未然防止するよう努めること。

- (3) 工事の実施中は、土砂の運搬車両の洗浄等により、粉じん等の飛散防止措置を講じるとともに、供用時、最終処分場への石炭灰の運搬には、石炭灰の飛散を防止する密閉型のベルトコンベア等により運搬し、搬送後は散水を行い、粉じんの飛散防止対策を講ずること。
- (4) 護岸、岸壁工事にあたり工事が一時的に集中しないよう工程の調整を図るとともに、浚渫工事等についても汚濁防止膜を設置し、工事周辺の海域の濁水の発生を軽減すること。さらに、海域工事区域の境界において定期的に監視を実施し、埋立地周辺海域の水質汚濁の防止に万全を期すこと。

また、余水処理については、処理施設の適切な維持管理を行うとともに、定期的に水質監視を行い、適正な水質の確保に努めること。
- (5) 事業の実施に伴い発生する廃棄物については、発生を抑制し、可能な限り再使用・再生利用を行うとともに、再使用・再生利用できないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理すること。
- (6) 工事の実施にあたっては、生物の生息状況を踏まえ自然環境の保全に十分に配慮すること。
- (7) 工事用車両の運行にあたっては、交通安全に細心の注意を払うとともに、海上輸送を利用するなど交通混雑の防止に努めること。
- (8) 地震・津波等による構造物への自然災害に対し万全の対策を講じること。